

公益財団法人愛媛の森林基金資産運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛の森林基金（以下「この法人」という。）の資産の執行方針、運用手続等について定め、資産の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される財産)

第2条 この規程において運用の対象とする財産は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 特定資産

(運用の基本原則)

第3条 資産の運用責任者は、理事長とする。

- 2 理事長は、善良な管理者の注意をもって資産の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 この法人の目的である事業を行うために不可なものとして、理事会で基本財産とすることを決議した財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(特定資産の運用基本方針)

第5条 特定資産については、資産の積立目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(理事会への資産運用状況の報告)

第6条 理事長は、資産の運用状況につき、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(資産の運用事務手続)

第7条 理事長は、事務局長等に関係金融商品を調査させたうえで、資産の運用をしなければならない。

- 2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ処理を行われなければならない。
- 3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、理事長は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、資産の運用に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月9日から施行する。